

## 意 見 書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 1-21-19 秀和第2虎ノ門ビル  
社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会  
会長 櫻井正光

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

平成 16 年 8 月 20 日

## 電波利用料制度の見直しに関する意見について

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

当産業協会としては、電波は、有限希少な国民共有の資源であり、貴重な電波資源を有効に利用すべきことは、十分に認識致しております。

今回の最終報告（案）は、免許不要局の扱いについて、従来電波利用料の対象外であった免許不要局から新たに徴収する是非について議論されております。

当産業協会としては、免許不要局は、情報家電、無線 LAN、ICカード利用設備、電子タグ等が含まれていると認識しているところです。これらの免許不要局は、当産業協会が掲げる UIC（ユビキタスワークウェア アンド コラボレーション）の重要な要素であり、たとえ一部の分野であっても電波利用料を徴収することは、IT 産業発展の阻害要因となります。

更に、今回の最終報告（案）にある免許不要局からの利用料徴収に関しては、以下のような多くの問題点があることから、今般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」に反対致します。

### 1. 免許不要局は国民が自由に利用すべきものです

免許不要局は、低出力で伝搬範囲も小さく、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがないことを考えると、国民が自由に電波利用料の負担なしに利用できる環境を確保すべきであると考えます。

### 2. オフィスにおける情報化の進展を阻害する恐れがあります

我が国のオフィス機器関連産業は、世界市場でも高い国際競争力を有し、今後とも発展が期待される業界であります。これら分野での電波利用について、電波利用料を新たに課すことは、現在、急速に進展しているオフィスの情報化を支えるツールとしての無線 LAN、非接触型 IC カードを利用した電子マネー等の普及・促進を阻害するものと考えます。

### **3. 電波利用料負担の公平性の議論が不十分です**

免許不要局は、帯域占用型、非帯域占用型を問わず、不特定多数による自由な電波利用を許容しており、免許による参入制限と電波管理を行う免許局を同一に論じることは不適切と考えます。また、免許局における占有周波数と電波利用料の現状から見るに、電波利用料負担の公平性は、利用料負担者間の調整で行うべきと考えます。

### **4. 免許不要局に関する議論が不十分です**

免許不要局を帯域占用型と非占用型に分類する案は最終報告書（案）において急遽提示されたものであります。今後、いろいろな形態のシステムが開発され市場に出てくることが予想されます。最終報告（案）では、将来開発される実体のない機器をも対象とし、電波利用料の徴収を制度化することは関連事業者にとって事業環境が極めて不透明になることを意味しており、議論が全く不十分であると考えます。

### **5. 國際的にも前例もなく國際的孤立化を懸念します**

免許不要局への電波利用料賦課は、國際的にも前例のない制度であり、海外から反発を惹起し、國際的に孤立化する恐れがあります。諸外国では、免許局と不要免許局との公平性の議論なしに、免許不要局の自由な活動を担保し、それにより技術革新や新たな産業の育成を図っています。

### **6. 電波利用料賦課による電波の有効利用促進は困難です**

電波を使い事業を行っている免許局と違い、免許不要局は事業目的で電波を利用していない不特定ユーザーが多く、これらの分野に電波の有効利用のインセンティブが機能するとは考えられません。

### **7. IT投資促進税制の政府方針に反します**

優遇税制対象製品に電波利用料を賦課することは、標記税制を制定し、投資を促進するという政府方針に相反するものであります。

### **8. 電波利用料の使途を拡大すべきではないと考えます**

電波利用料の新たな研究開発費、デジタルディバイド解消といった使途拡

大による事実上の「電波特別会計」の創設は、「特別会計の見直し」の政府基本方針に反する考えます。研究開発に係る官民の役割分担等を慎重に考慮すべきであり、従来の使途範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。

以上

平成 16 年 8 月 20 日

## 電波利用料制度の見直しに関する意見要旨

社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

当産業協会としては、貴重な電波資源を有効に利用する重要性は十分認識致しております。

今回の最終報告（案）は、従来電波利用料の対象外であった免許不要局から新たに徴収する是非について議論されております。

当産業協会としては、免許不要局には、情報家電、無線 LAN、ICカード利用設備、電子タグ等が含まれていると認識しており、これらの免許不要局は、当産業協会が掲げるUC（ユビキタスワークウェア アンド コラボレーション）の重要な要素であり、たとえ一部の分野であっても電波利用料を徴収することは、IT産業発展の阻害要因となると考えます。

また更に、以下のような多くの問題点があることから、今般の「電波利用料制度の見直しについての基本的考え方」における「免許不要局からの利用料徴収」に反対致します。

1. 免許不要局は国民が自由に利用すべきものです
2. オフィスにおける情報化の進展を阻害する恐れがあります
3. 電波利用料負担の公平性の議論が不十分です
4. 免許不要局に関する議論が不十分です
5. 國際的にも前例もなく國際的孤立化を懸念します
6. 電波利用料賦課による電波の有効利用促進は困難です
7. IT投資促進税制の政府方針に反します
8. 電波利用料の使途を拡大すべきではないと考えます

以上